大阪物療大学奨学寄附金等受入れ事務取扱規程

(趣 旨)

第1条 大阪物療大学(以下「本学」という。)における奨学寄附金および現物寄附(以下「寄附金等」という。)の受入れ及び経理事務の取扱いについては、他の特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、「寄附金等」とは、本学の業務の実施を支援することを目的 として本学に寄附される現金及び有価証券または物品であって、次に掲げる経費 および物品に充てるものをいう。
 - (1) 学術研究に要する経費および物品
 - (2) 教育研究の奨励を目的とする経費および物品
 - (3) その他本学の業務運営に要する経費および物品
 - 2 この規程において、「部局」とは各学部及び事務局をいう。

(寄附申込書の受理)

- 第3条 部局の長は、当該部局に属する寄附金等の寄附申出をする者があるときは、寄附申込書を受けるものとする。
 - 2 前項以外の寄附金等の寄附申込書については、学長が受けるものとする。

(受入れの審査)

- 第4条 部局の長は、前条第1項の寄附申込書を受けたときは、寄附の内容等について審査 するものとし、各部局における審議機関(教授会等をいう。)の議を経、又は報 告を行うものとする。
 - 2 学長は、前条第2項により寄附申込書の提出を受けたときは、当該寄附金等の受入 れについて、理事会へ報告するものとする。

(寄附金等の受入れ申請)

第5条 部局の長は、前条第1項の審査の結果受け入れることとした寄附金等については、 寄附申込書を添えて、学長に申請するものとする。

(寄附受入れの決定)

第6条 学長は、第3条第2項により寄附申込書を受けた場合、又は前条により寄附金等の 受入れ申請があった場合において、当該寄附金等の受入れが適当であると認めた ときは、受入れを決定するものとする。 (受入れの制限)

- 第7条 学長は、寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が 付されているものは、受け入れることができないものとする。
 - (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - (2) 寄附金等による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金等の全て又は一部を取り消すことができること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に教育研究上支障があるもの。

(寄附金等の受入れ等)

- 第8条 学長は、第6条により寄附金等の受入れを決定したときは、速やかに財務担当役に 通知するものとし、別紙様式2による寄附金等受入通知書及び振込依頼書を寄附申 込者に送付するものとする。
 - 2 学長は、前項により寄附申込者より寄附金等を領収したときは、礼状及び寄附金 等領収書を送付するとともに、別紙様式3による奨学寄附金等使用通知書を受入れ する部局の長に通知するものとする。

(寄附金等の経理)

第9条 学長は、奨学寄附金等の経理の取扱いについて、本学が定める会計に関する規定 に準じて、適正かつ効率的な管理,運用に努めなければならない。

(寄附金等の使途変更)

- 第10条 部局の長は、寄附金等の使途を変更する必要が生じた場合には、その理由及び変 更後の使途に関する意見を示して学長に申し出るものとする。
 - 2 学長は、前項の申し出があったときにはこれを審査し、承認した場合はその旨を 部局の長に通知するものとする。

(個人に対する寄附)

第11条 役員又は職員個人が、職務上の教育研究に対する寄附を直接受けた場合について は、当該役員又は職員個人が改めて本学に寄附しなければならない。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月22日から施行する。